沖縄海区漁業調整委員会指示18第4号

沖縄海区におけるウミガメの採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成18年6月30日

沖縄海区漁業調整委員会 会長 桃 原 仁 -

(採捕の制限)

1 沖縄海区において、アオウミガメ、アカウミガメ及びタイマイ(以下「ウミガメ」という。)を採捕してはならない。ただし、2に掲げる目的で採捕する場合であって、沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた者については、この限りでない。

(承認の対象者)

- 2 1の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものであること。
 - (1) 試験・研究の用に供しようとする者
 - (2) 増殖の用に供しようとする者
 - (3) 委員会が特に認めた者

(雌のウミガメの採捕禁止)

- 3 2にかかわらず、2の(3)により承認を受けた者にあっては、雌のウミガメを採捕してはならない。 (承認証の携帯)
- 4 1の承認を受けた者は、ウミガメを採捕しようとする場合は、委員会が交付した承認証を所持しなければならない。

(報告書の提出義務)

- 5 1の承認を受けた者は、次に定める日までに、採捕状況に係る報告書を委員会へ提出しなければならない。
 - (1) 8月から12月までの採捕状況 翌年の1月15日
 - (2) 1月から5月までの採捕状況 同年の6月15日
- 6 2の(3)により承認を受けた者は、5による報告に加え、毎月15日までに、その前月分の採捕実績について、委員会へ報告しなければならない。

(電子情報処理組織を使用する方法による報告)

7 1の承認を受けた者は、5の報告書の提出に代えて、電子情報処理組織(委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と採捕報告を行うものの使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により報告することができる。この場合において、当該承認を受けた者は、採捕報告書を提出したものとみなす。

(所持及び販売の禁止)

8 何人も承認を受けないで採捕されたウミガメ (標本及びはく製を含む。) の所持及び販売をしてはならない。

(委任)

9 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いは、別に定めるウミガメ採捕承認取扱要領による。

(指示の有効期間)

10 この指示の有効期間は、平成18年7月1日から平成21年6月30日までとする。